つう 通するのは、重度障害者を優先的な対象にす る戦略である。「受け入れ条件が整えば」と能 ワュ‹ヒレッぎでき カムが 力主義的に考えればいつまでもその対象から はず 外されてしまう重度障害者こそ、真っ先に地 いきいこう たいいんそくしん たいしょう かのう 域移行・退院促進の対象にする。それが可能 になるように、住宅保障やホームヘルプ、相 だれしぇんだいせい」とうじしゃ 談支援体制、当事者エンパワメントの事業化 ヒゥ セいさくてききばん つく だいたん ほうこう 等の政策的基盤を作る、といった大胆な方向 てんかん もと 転換が求められている。

これらを可能にするために、都道府県は障 がいしゃほんにん いこう もと こべついこうけいかくさくてい 害者本人の意向に基づいた個別移行計画策定 ****なを行うとともに、移行計画実施に当たって地 いき じりつ おこな きばんせいび しゅっしんちしちょうそん おこな 域自立を行う基盤整備を出身地市町村が行う ようにしていく必要がある。また、そうした ちぃきじりっ ほしょう 地域自立を保障するよう、国は地域自立への ゅうどうてきせいさく 誘導的政策をはじめ、財政的青仟を負うべき である。

ちいきじりつせいかつ けんりょうご 地域自立生活と権利擁護

まいきじりつせいかつ かん けんり しんがい 地域自立生活に関しては、権利が侵害され た際に調査・勧告等を通じて救済を支援する 者道府県単位での公的な広域型権利擁護機関 と、障害者市民が権利主体者としての認識を 形成・獲得できるよう支援する市町村単位の ^{ちぃき} 地域エンパワメント事業が必要とされる。

ぜんしゃ こういきがたけんりょうごきかん しょうがいしゃしみん 前者の広域型権利擁護機関は、障害者市民 (入所・入院者も含む)、利用者の家族等の関 thule Children はんりしんがい かん 係者、サービス提供者などから権利侵害に関 する通報があったとき、その相談に応じ、調 すいまで、かいけつ 香に基づく解決のあっせん、利用者の法的権 り 利の擁護および、自治体もしくはサービス提 きょうしゃ かんこく 供者への勧告や、それでも改善されない場合 には何らかの法的措置を行う。

きかん りょうしゃ けんり ようご そくしん この機関は利用者の権利の擁護および促進 だいいちぎてき かんが きょうせいないぶ かんさを第一義的に考えるために、行政内部の監査・ かんとくぶもん 監督部門とは異なる独立性(=第三者性)が ^{ひつよう} 必要とされる。具体的には、利用者側のエン パワメントを通した権利擁護を図る立場を明 ゕヾ 確にするために、運営は当事者を中心とした ちぃき 地域エンパワメント事業(後述)の代表者か らなる評議会が、実際の相談や調査等はその ひょうぎかい もと 評議会の下におかれた委員会が、それぞれ行 う事が求められる。またサービス事業者や行 せい かぞくとう けんりしんがい みと 政・家族等は、権利侵害が認められる場合、 上記委員会に通報する義務を負う。

ニラレャ ҕぃセ 後者の地域エンパワメント事業は、市町村 が設置または委託をする事業で、ピアカウン セリング等のサービスを提供し、地域に暮ら しょうがいしゃ おこな じりっ しゃ す 障害者のエンパワメントを行い、自立と社 カンン・ラム、ガ ーーーーーーーーー はが 会参加の促進を図ることを目的とする事業で ある。この事業は障害者市民の権利形成・獲 とく ゅぎ じぎょう せいしつじょう じりっせいかっ 得を目指す事業という性質上、自立生活セン ターをはじめとする障害当事者が意志決定の かはんすう し きかん 過半数を占める機関がそれを担い、ピアサポー トの視点から実施することが必要である。

なお今後検討される障害者虐待防止法や障 がいしゃさべつきんしほう ゆうきてきれんけい もと 害者差別禁止法との有機的連携も求められる。